

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスを徹底し、経営の透明性・健全性を高めるとともに継続的な成長を進めることで企業価値を向上させ、株主・顧客をはじめとするステークホルダーの信頼を獲得することを経営の最大目標として、コーポレート・ガバナンスの拡充及び強化に取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小森 俊太郎	1,926,080	16.96
小森 孝一	1,661,746	14.63
光通信株式会社	1,123,900	9.90
エヌアイディ従業員持株会	1,023,988	9.02
株式会社クリエートニーワン	701,100	6.17
小澤 忍	450,096	3.96
一般財団法人小森文化財団	300,000	2.64
馬場 常雄	229,850	2.02
鈴木 清司	218,476	1.92
菅井 源太郎	218,376	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・上記大株主の状況は、2021年3月31日現在のものです。
- ・当社は、自己株式1,753,759株を保有しています。
- ・割合は、自己株式1,753,759株を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井 慎一	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 慎一	○	----	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待して、取締役を依頼しているものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に監査計画・監査実施状況・実施結果等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
千年 雅行	その他													○
松山 元	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千年 雅行	○	----	永年にわたり会計事務所に勤務されており、豊富な知識と経験を監査に反映していただくため、監査役を依頼しているものであります。
松山 元	○	----	公認会計士及び税理士としての豊富な知識と経験を監査に反映していただくため、監査役を依頼しているものであります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状では特に取締役にインセンティブを付与する必要はないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。監査役の報酬限度額は、1997年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。また、退職慰労金につきましては、役員退職慰労金規程に従い、株主総会決議に基づき当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において贈呈しております。

(役員報酬に関する当社の基本方針)

a. 基本方針

当社の役員の報酬等は、会社の経営理念の下、会社の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図るため、以下の考え方に基づき決定するものとする。

- ・各役員の報酬は、取締役および監査役それぞれについて、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で役員報酬規程等に基づき決定する。
- ・当社の経営理念に基づく経営を実践し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高める。
- ・短期的な業績にとらわれず、中長期的な企業価値を増大するための意思決定を行うことを促すために、業績連動報酬の無い固定報酬と退職慰労金のみとする。
- ・経済情勢、社員の給与水準および同業他社との報酬水準を考慮した報酬体系とする。
- ・取締役の報酬については取締役会により決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定する。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社員の給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額等の内容についての決定権限は、代表取締役社長を議長とする取締役会が有しております。報酬決定手続きは、代表取締役社長が取締役会に対して、各取締役の業績に対する貢献度を勘案のうえ報酬額を起案し、取締役会で審議のうえ決定するものとする。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役、監査役の職務を補助する専任担当者はおりませんが、適宜必要に応じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

上記「1」の基本的な考え方に基づき、機動的なコーポレート・ガバナンスを維持するため、以下の企業統治の体制を採用しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は取締役7名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及び取締役会規程等に定められた事項、その他経営に関する重要事項について審議を行い、取締役相互に質疑並びに意見を交換することにより、各取締役の業務執行状況を監督しております。なお、当社は、定款において、取締役全員の同意により書面決議により決議できる旨を定めております。

b. 監査役会

当社は、監査役設置会社を採用しております。監査役会は、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）で構成されており、うち2名が社外監査役であります。毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。さらに、株主総会、取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、会計監査人や内部監査担当部門とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

c. 経営会議

経営会議は、当社及びその子会社の取締役、常勤監査役及び関係者で構成されており、毎月1回開催し、取締役会から委託された事項(会社法の定める取締役会専決事項を除く。)の意思決定のほか、業務遂行についての方針及び計画の審議、決定、管理を行っております。

d. 会計監査人

会計監査人については、新宿監査法人を選任しております。当事業年度の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新宿監査法人の指定社員・業務執行社員 田中信行氏、同 末益弘幸氏であります。なお、補助者は公認会計士9名、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業統治において、外部からの客観的・中立的な経営監視の機能は重要と考えます。

当社においては社外監査役2名による外部監査に加え、社外取締役1名による外部からのチェック機能により、客観的・中立的な経営監視という面で十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーをホームページに公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明を含めた会社説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示文書やプレスリリース、会社説明会の資料等を随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部に企画IR課を設置し、専任担当者が従事しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「NIDグループ行動基準」において、各ステークホルダー（「顧客」「社員」「株主」「社会」「取引先」）に対する基本姿勢を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全と汚染予防の重要性を認識し、環境マネジメントシステムの継続的改善に努め「事業活動と地球環境保護との共存」を目指し、企業としての社会的責任を果たすことを環境理念として掲げております。環境負荷の低減としての省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減、およびグリーン調達等の環境活動を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方

「企業価値の向上」の確立を目指す上で、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産保全を目的に、適正な組織、社内規程、牽制機能、監視体制を構築してまいります。

□整備状況

(内部統制システムの整備状況)

取締役会・監査役会の他に代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置しております。当委員会は当社グループの内部統制整備状況を連絡、審議する場としており、法令遵守及び高い企業倫理に基づいた公正な企業活動の徹底を図っております。その下部組織として、情報セキュリティ委員会を設置しております。また公益通報者保護法の施行に伴い、社内に内部通報制度を導入しております。

また、2019年4月1日より内部統制体制強化のため、社長直轄の組織として内部統制推進室を新設しております。

(リスク管理の整備状況)

当社のリスク管理体制は内部統制委員会で連絡・審議される他、当社に最も大きな影響を与える不良プロジェクトの発生リスクを抑制するため、「リスクプロジェクト対策委員会」を設置し審議しております。また、会計監査人である新宿監査法人、顧問契約を結んでいる弁護士及び税理士から適法性に関する事項を中心にアドバイスを受けております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、当社及びグループ全体にて「企業理念」の徹底を図り、企業の社会的責任を明確に意識した健全な事業活動を推進しております。また、当社の取締役がグループ各社の取締役を兼任し、各社が基本方針に沿って適正に運営されていることを確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

経営活動の障害となる反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応し、決して妥協することなく一切の関係を遮断することを基本方針としております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

反社会的勢力による不当要求に対しては、当社コーポレートデザイン本部総務部を対応統括部署として、組織的に毅然とした対応を行うこととし、適宜弁護士と協議できる体制を構築しております。

また、社員への周知、教育面では、反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応することを行動基準の1つに設け、全社員向けeラーニングや新入社員研修、階層別研修においても徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示方針

当社は、情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャーポリシー」を制定し、当社ホームページにおいて公表しております。また、当社は証券取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「開示規則」という）に沿って、情報開示を行っております。開示規則に該当しない情報につきましても、投資家の皆様の理解に有用と判断される情報につきましては、適切な方法により積極的かつ公平に開示していく方針であります。

2. 適時開示方法

開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所に事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報開示システム（TDnet）にて公開しております。TDnetにて公開した情報は、当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

3. 適時開示に係る社内体制

・当社では、IR担当部門（経理部企画IR課）が中心となって、関連部門と密接な連携のもとに、適時開示情報の把握、開示資料の作成・公表、投資家や市場関係者の皆様からの問合せ対応を行っております。

・決定事実及び決算に関する情報の開示は、情報開示担当役員（コーポレートデザイン本部長）による取締役会の報告の後、審議・決議をもって開示を決定しております。発生事実に関する情報の開示は、情報開示担当役員（コーポレートデザイン本部長）による報告のもと、代表取締役社長の承認をもって決定しております。また、発生事実に関する情報の開示の場合、取締役会へは事後報告とする場合があります。

4. 情報の管理

内部情報の管理に関する社内規程を定めて、情報管理を徹底するとともに、機密保持及びインサイダー取引の防止に努めております。

